



社団法人千葉県社会福祉士会

平成21年度第2回通常総会

資 料

日 時：平成22年3月14日（日）13：30～

会 場：千葉県社会福祉センター・4階会議室

次 第

□開会

□会長挨拶

□議長団（議長・書記・議事録署名人）選出

□議事

第 1 号議案 平成 21 年度補正予算書（案）・・・・・・・・ 2 頁

第 2 号議案 平成 22 年度事業計画書（案）・・・・・・・・ 3 頁

第 3 号議案 平成 22 年度収支予算書（案）・・・・・・・・ 9 頁

第 1 号報告 社団法人千葉県社会福祉士会
理事の選出について

第 2 号報告 社団法人日本社会福祉士会
代議員の選出について

第1号議案

平成21年度補正予算について（案）

（提案理由） 次の新規事業収入・支出が発生する見込みであり、必要となる予算を確保する必要があるため。

（補正内容） 平成21年度予算において、以下の科目を追加又は変更する。

（単位：円）

収入の部

科目	予算額	補正額	補正後予算額	説明
3 事業収入	15,389,200	4,699,800	20,089,000	
6 自主活動等事業	0	4,699,800	4,699,800	
1 千葉県安心生活創造モデル事業	0	4,699,800	4,699,800	(新規事業)千葉県から受託

支出の部

科目	予算額	補正額	補正後予算額	説明
1 事業費	13,625,741	4,262,576	17,888,317	
6 自主活動等事業	0	4,262,576	4,262,576	
1 千葉県安心生活創造モデル事業	0	4,262,576	4,262,576	(新規事業)千葉県から受託

第2号議案

平成22年度事業計画書（案）

1. 基本活動方針

社団法人の認可を受け4年目を迎える本年度は、責任ある公益法人として、千葉県内における社会福祉の増進に一層寄与すべく、これまでも行ってきた福祉サービスの質の向上にむけた各種事業はもとより、県民を対象とした相談事業、虐待対応および防止への組織的支援など、社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発などの公益諸事業についても取り組みを強化する。

さらに、活動の基盤となる本会の組織の強化、存在・意義の周知、県民の期待に応えうる会員の能力向上を図り、また新公益法人制度への対応については社団法人日本社会福祉士会とも連携しつつ準備を進める。

2. 事業内容

(1) 相談援助の専門職として、県民ため公益性の高い活動を行う。

(2) 未加入の有資格者に加入しやすい状況を作り会員増を図る。

(3) 社会に対するアピール

- ・社会福祉士会として、積極的に意見を表明する。メディアの有効活用も図る。
- ・各制度に対する行政（県、市町村）への提言を行なう。
- ・行政（県、市町村）等への委員派遣を本会の責任で行う。
- ・外部の各委員会等で会員が活動する際には、所属機関の名称と共に本会の所属であることの併記を促す。
- ・行政（県、市町村）における外部交渉体制強化を実施する。
- ・パンフレット、広報誌「点と線」の配布先を拡大する。

(4) 組織強化

- ・地区単位の機能強化を図る。
- ・未加入の有資格者および養成機関の学生への啓発を行い、加入率の向上を図る。
- ・事業規模、体制に見合う会員負担のあり方について検討する。
- ・地区エリアにおいて活動強化をはかるための広報活動、地域のための研修会等開催していく

(5) 各委員会・部会

ア、総務委員会

(ア) 企画部会

○福祉人材定着および連携のための研修事業の実施

○組織強化のための活動として広域、地区単位それぞれの会員交流会の開催

・実施時期：事業年度を通じて開催

○組織強化のための活動として他の職能団体との協働を研究する。

・協働予定団体：千葉県医療社会事業協会、千葉県精神保健福祉士協会

・研修共催を継続しつつ、その他事業の協働展開を研究する。

(イ) 広報部会

○機関紙「点と線」の発行

・年3回発行とし、研究誌が担ってきた会員発表の場も包含し内容を充実させる。

・印刷部数：各1,800部

・発送先：会員のほか、行政、千葉県内の社会福祉施設に発送

・購読費：会員は会費に含まれ、行政、社会福祉施設配布分は無料

○ホームページの更新

・更新時期：随時

・対象者：県民及び会員、社会福祉士試験の受験資格者等

・内容：会の活動情報、社会福祉士求人情報、その他社会福祉に関連する有益な情報

○会員提案新規モデル事業の実施

・

イ、総合相談委員会

(ア) 地域包括支援センター部会

○地域包括支援センターに関する研修会の開催

・対象者：会員及び地域包括支援センターにかかわる社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員

・開催回数：研修会は年1回（8月予定）

・内容：研修会は地域包括支援センター社会福祉士実務研修及び地域包括支援センター全般の研修、勉強会は事例検討会を中心に開催

○地域包括支援センター社会福祉士連絡協議会の開催および市町村への働きかけ

・対象者：県内の地域包括支援センター勤務の社会福祉士（非会員を含む）

・開催時期：1月

・参加者数：50人

・関連事業：千葉県は人口当たりの設置率が低いため、設置基準に達するよう働きかける

○高齢者虐待防止対策研修（受託事業）

・対象者：市町村職員、地域包括支援センター職員、中核地域生活支援センター職員等

・内容：千葉県から受託し、地域包括支援センター現任職員への高齢者虐待防止に関する研修および委託市町村職員への虐待対応研修を行う。

○高齢者虐待対応専門職チームへの参加（受託事業）

・千葉県から受託し、千葉県弁護士会との協働により市町村、地域包括支援センター等の支援を行う。

(イ) 相談事業部会

○無料相談事業（県民対象）

- ・対象者：一般県民
- ・開催場所：県内各地域
- ・開催回数：県内各地域 年1回程度
- ・内容：各種福祉サービスの利用に関する相談

○無料相談事業（学生等対象）

- ・対象者：福祉系大学の学生及び福祉施設での勤務の希望者
- ・開催場所：福祉のしごと就職フェア会場等
- ・開催回数：年2回程度
- ・内容：福祉施設等への就職に関する相談、社会福祉士国家資格取得に関する相談

○悩める福祉士サポート事業

- ・対象者：社会福祉士の初任者及び地域包括支援センターに勤務する社会福祉士
- ・方法：「点と線」にアセスメントシートを同封し、FAX等で相談内容を送付
- ・期間：年度内随時

ウ、研修委員会

(ア) ケアマネジメント部会

○ケアマネジメント関係講座の開催

社会福祉士の活動を広く一般の方にも理解していただくことを目的として開催。その中で、社会福祉士がケアマネジメントの手法を用い福祉を必要としている方々の支援を行うことを理解していただく。

- ・対象者：ケアマネジメントに関心のある人（非会員を含む）
- ・開催時期：年1回2月頃
- ・参加者数：150人程度

○介護支援専門員実務研修受講試験受験対策講座の開催

- ・対象者：介護支援専門員資格取得を目指す人（非会員を含む）
- ・開催時期：8-9月
- ・参加定員：70人

○介護支援専門員実務研修受講試験模擬試験の開催

- ・対象者：介護支援専門員資格取得を目指す人（非会員を含む）
- ・開催時期：9月
- ・参加定員：85人（対策講座受講生を含む）

○介護支援専門員実務研修受講試験直前対策講座の開催

- ・対象者：介護支援専門員資格取得を目指す人（非会員を含む）
- ・開催時期：10月
- ・参加定員：40人

(イ) 研修啓発部会

○地域貢献事業 研究大会（県民公開講座）

- ・開催日：5月（総会に併せ実施）
- ・対象者：県民及び保健・福祉・医療等関係者、会員
- ・参加定員：100人

○社会福祉士共通基盤研修の実施

- ・本会各委員会と連携し、社会福祉士が共通に必要な知識・技術として「福祉権利」「生活構造」「対人援助」「地域支援」「福祉経営」「実践研究」の6領域をカバーする研修をコーディネートする。

○社会福祉士実習指導者の養成

- ・社会福祉士実習指導者講習会（日本社会福祉士会受託事業）の実施
- ・社会福祉士実習指導者フォローアップ研修の検討

○社会福祉士国家試験受験対策の実施

- ・民間企業と協働により、インターネットを利用した受験者支援システムを展開。
- ・インターネット模擬試験の結果を反映した精度の高い試験直前対策講座を実施

○関連事業：社会福祉士国家試験受験者懇親会（7月、50人）

社会福祉士国家試験受験への入会勧奨（1月、1,000人）

○各種研修会の開催（会員を対象）

- ・対象者：会員（新入会員及び入会后5年未満の会員）
- ・開催場所：千葉県社会福祉センター
- ・開催回数：年1回（7月）
- ・内容：基礎研修（価値と倫理をテーマ）

○各種研修会の開催（会員以外も対象）

- ・対象者：会員及び社会福祉施設等に勤務する県民
- ・開催場所：千葉県社会福祉センター
- ・開催回数：年1回（11月または12月）
- ・内容：相談援助をテーマ

エ、外部評価委員会

(ア) 介護サービス情報公表部会

○介護サービス情報の公表調査事業

- ・対象：介護保険施設、サービス機関等
- ・実施時期：6月～2月
- ・実施機関数：250件

(イ) 第三者評価部会

○第三者評価事業に関する取り組み継続の検討

オ、権利擁護センターぱあとなあ千葉運営委員会

○権利擁護に関する相談事業の実施

- ・対象者：判断能力が不十分な人及びその家族、社会福祉施設等
- ・開催時期：通年。電話相談は週2回（火曜日及び木曜日）、訪問相談は随時
- ・相談料：無料

○成年後見制度に関する講習会（成年後見活用講座）の開催

- ・対象者：成年後見制度に関心を持つ社会福祉士及び福祉関係者
- ・実施時期：10月
- ・参加者数：40人

○成年後見制度に関する講習会（成年後見人養成研修）の開催

- ・対象者：日本社会福祉士会会員（受託事業）
- ・実施時期：7～9月
- ・参加者数：30人

○法人後見の受任（成年後見人等・成年後見監督人等の受任）

- ・家庭裁判所からの後見人等推薦依頼に際し、特に組織的対応が必要なケースに関し法人として後見人等を受任する

○成年後見に関する出版物（「一問一答集」等）の発行

- ・発行時期：随時（在庫がなくなり次第実施）
- ・発行部数：500部
- ・配布先：会員、各種講座・研修受講者ほか

カ、理事会直轄新規事業

○千葉市安心生活創造モデル事業の実施

- ・千葉市から受託し、幸町団地におけるひとり暮らし高齢者等の見守り支援および生活基盤支援事業を行い、同時に平成23年度までの補助事業終了後も継続するための仕組み作りを行う。事業成果は同様の地域への波及効果を期待し全国に発信する。

第3号議案

平成22年度 収 支 予 算 書 (案)
平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで

(次項から掲載)

収入の部

科 目	H21予算額 (補正後)	H22予算要求額	H22予算要求 額 -H21予算額	説 明
1 会費収入	3,270,000	3,570,000	300,000	
1 正会員会費	3,150,000	3,450,000	300,000	来年度収入を3,000円*1,150 人と見込む(初年度無料)
2 準会員会費	100,000	100,000	0	2,000円*50人
3 賛助会員会費	20,000	20,000	0	2,000円*10口
2 支部還元金	4,800,000	5,200,000	400,000	
1 還元金	4,800,000	5,200,000	400,000	4,000円*1,300人
3 事業収入	15,389,200	19,808,600	4,419,400	
1 総務事業	300,000	205,000	△ 95,000	
1 広域交流会	50,000	50,000	0	
2 三団体合同研修会費	50,000	50,000	0	
3 福祉人材定着対策費	200,000	105,000	△ 95,000	
2 総合相談事業	254,200	1,605,100	1,350,900	
1 地域包括支援センター社会 福祉士等交流会	80,000	80,000	0	
2 地域包括支援センター研修	110,000	110,000	0	
3 悩める福祉士サポート事業 (サポート事業及び研修事 業)	60,000	80,000	20,000	
4 無料相談事業	1,200	1,200	0	
5 高齢者虐待防止対策研修	1,000	732,900	731,900	
6 千葉県地域包括支援セン ター職員研修業務委託	1,000	1,000	0	
7 高齢者虐待対応専門職	1,000	100,000	99,000	
8 高齢者虐待対応現任者標 準研修事業	0	500,000	500,000	
3 研修事業	3,725,000	3,032,000	△ 693,000	
1 基礎研修会	70,000	60,000	△ 10,000	
2 施設実習指導者研修	500,000	500,000	0	
3 社会福祉士試験直前対策	300,000	330,000	30,000	
4 社会福祉士試験受験対策	820,000	0	△ 820,000	
5 総会	60,000	60,000	0	
6 社会福祉士試験模擬試験	0	0	0	
7 ケアマネジメント関係講座	200,000	130,000	△ 70,000	
8 介護支援専門員受験対策	900,000	832,000	△ 68,000	
9 介護支援専門員直前策講	125,000	200,000	75,000	
10 介護支援専門員模擬試験	90,000	0	△ 90,000	
11 共通基盤研修	10,000	10,000	0	
12 県民公開講座	0	0	0	
13 社会福祉士試験受験対策 講座(大学等)受託金	650,000	650,000	0	
14 ジェイシー教育研究所web 模試 問題作成	0	260,000	260,000	H22新規
4 外部評価事業	7,800,000	6,000,000	△ 1,800,000	
1 介護サービス情報の公表 調査事業	7,600,000	6,000,000	△ 1,600,000	
2 福祉サービス第三者評価	200,000	0	△ 200,000	
5 ばあとなあ千葉運営事業	3,310,000	3,162,500	△ 147,500	
1 成年後見制度活用講座	640,000	420,000	△ 220,000	
2 後見人支援事業	340,000	412,500	72,500	
3 成年後見人養成研修(支部 委託研修)	1,500,000	1,500,000	0	
4 法人後見事業	300,000	240,000	△ 60,000	
5 一問一答集	300,000	200,000	△ 100,000	
6 活動報告書読み込み作業	150,000	300,000	150,000	
7 成年後見制度活用講座継 続研修	80,000	90,000	10,000	
6 自主活動等事業	0	5,804,000	5,804,000	
1 千葉市安心生活創造モデ ル事業	0	5,804,000	5,804,000	3月補正予算案で追加(新 規)
4 助成金	1,000	0	△ 1,000	
5 寄付金	1,000	0	△ 1,000	
6 繰越金	1,000	0	△ 1,000	
7 雑収入	1,000	1,000	0	
合計	23,463,200	28,579,600	5,116,400	

支出の部				
科 目	H21予算額 (補正後)	H22予算要求額	H22予算要求額 -H21予算額 (補正後)	説 明
1 事業費	13,625,741	18,190,542	4,564,801	
1 総務事業	1,644,156	1,420,500	△ 223,656	
1 総務委員会運営費	126,000	130,000	4,000	
2 広域交流会	40,500	40,500	0	
3 三団体協働事業研究費	22,500	20,000	△ 2,500	
4 三団体合同研修会費	45,000	45,000	0	
5 新規入会会員対策	34,200	34,000	△ 200	
6 福祉人材定着対策費	603,900	481,000	△ 122,900	
7 web環境整備費	10,800	12,000	1,200	
8 パンフレット作成費	90,000	50,000	△ 40,000	
9 広報活動費	9,000	8,000	△ 1,000	
10 広報役務費	662,256	500,000	△ 162,256	
11 会員提案新規モデル事業	0	100,000	100,000	
2 総合相談事業	337,980	1,534,200	1,196,220	
1 委員会費	117,000	117,000	0	
2 地域包括支援センター社会福祉士等交流会	48,600	54,000	5,400	
3 地域包括支援センター社会福祉士実務研修	63,000	70,000	7,000	
4 悩める福祉士サポート事業(サポート事業及び研修事業)	62,100	62,000	△ 100	
5 無料相談事業	44,280	45,200	920	
6 市町村対応事業	0	0	0	
7 高齢者虐待防止対策研修会	1,000	675,000	674,000	
8 千葉県地域包括支援センター職員研修業務委託	1,000	1,000	0	
9 高齢者虐待対応専門職チーム	1,000	90,000	89,000	
10 高齢者虐待対応現任者標準研修事業	0	420,000	420,000	
3 研修事業	2,891,195	2,249,200	△ 641,995	
1 基礎研修会	30,600	34,000	3,400	
2 研究誌	333,000	0	△ 333,000	
3 合格者入会促進キャンペーン	18,000	0	△ 18,000	
4 施設実習指導者研修	294,750	327,500	32,750	
5 社会福祉士試験直前対策講座	158,400	196,200	37,800	
6 社会福祉士試験受験対策講座	515,295	0	△ 515,295	
7 総会	483,300	555,000	71,700	
8 社会福祉士国家試験統一模試	0	0	0	
9 ケアマネジメント関係講座	100,800	70,000	△ 30,800	
10 介護支援専門員受験対策講座	427,050	425,000	△ 2,050	
11 介護支援専門員直前策講座	82,800	72,500	△ 10,300	
12 部会開催費	135,000	100,000	△ 35,000	
13 介護支援専門員模擬試験	43,200	0	△ 43,200	
14 共通基盤研修	5,000	5,000	0	
15 県民公開講座費	0	0	0	
16 社会福祉士試験受験対策講座(大学等)	264,000	323,000	59,000	
17 ジェイシー教育研究所web模試問題作成	0	141,000	141,000	H22新規
4 外部評価事業	5,688,000	4,380,000	△ 1,308,000	
1 介護サービス情報の公表調査事業	5,508,000	4,380,000	△ 1,128,000	
2 福祉サービス第三者評価事業	180,000	0	△ 180,000	

5 ぱあとなあ千葉運営事業	3,064,410	3,114,500	50,090	
1 電話相談	567,000	630,000	63,000	
2 合同相談	110,700	123,000	12,300	
3 訪問相談	113,400	126,000	12,600	
4 成年後見制度活用講座	309,600	163,000	△ 146,600	
5 後見人支援事業	304,020	399,600	95,580	
6 成年後見人養成研修(支部委託研修)	994,500	965,000	△ 29,500	
7 法人後見事業	243,000	168,000	△ 75,000	
8 一問一答集	180,000	100,000	△ 80,000	
9 一般管理費	0	0	0	
10 委員会費	122,850	136,500	13,650	
11 活動報告書読み込み作業	85,680	250,400	164,720	
12 成年後見制度活用講座継続研修	33,660	53,000	19,340	
6 自主活動等事業	0	5,492,142	5,492,142	
1 千葉県安心生活創造モデル事業	0	5,492,142	5,492,142	3月補正予算案で追加(新規)
2 事務費	10,265,000	9,440,000	△ 825,000	
1 一般物品費	120,000	110,000	△ 10,000	
2 印刷製本費	290,000	220,000	△ 70,000	
3 役務費	55,000	30,000	△ 25,000	
4 慶弔費	0	0	0	
5 賞金	7,320,000	6,800,000	△ 520,000	
6 使用料	1,000,000	1,200,000	200,000	
7 委託料	850,000	700,000	△ 150,000	
8 役員費用弁償	10,000	10,000	0	
9 役員旅費	210,000	170,000	△ 40,000	
10 役員選挙事務費	210,000	0	△ 210,000	
11 雑費	200,000	200,000	0	
3 予備費	0	0	0	
合計	23,890,741	27,630,542	3,739,801	

収入の部 - 支出の部	△ 427,541	949,058	1,376,599
収入の部 - 支出の部(事業のみ)	1,763,459	1,618,058	△ 145,401
1 総務事業	△ 1,344,156	△ 1,215,500	128,656
2 総合相談事業	△ 83,780	70,900	154,680
3 研修事業	833,805	782,800	△ 51,005
4 外部評価事業	2,112,000	1,620,000	△ 492,000
5 ぱあとなあ千葉運営事業	245,590	48,000	△ 197,590
6 自主活動等事業	0	311,858	311,858

第1号報告

社団法人千葉県社会福祉士会理事の選出について

平成 21 年 12 月 14 日に公示した次期理事の選出について、候補者名簿を掲載し選挙のあった場合は選挙結果を選挙管理委員会から報告受けます。

立候補者名簿

第2号報告

社団法人日本社会福祉士会代議員の選出について

平成 21 年 12 月 14 日に公示した次期代議員の選出について、候補者名簿を掲載し選挙のあった場合は選挙結果を選挙管理委員会から報告受けます。

立候補者名簿

社団法人千葉県社会福祉士会事務経費拠出規則（案）

<制定>平成22年3月15日（予定）

（目 的）

第1条 この規則は、社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）会費を除いた事務局経費負担について定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 「事務局拠出金」とは、会員が本会の資源を用いて収入を得た場合の、事務局経費をいう。

2 前項にいう「収入」は、暦年ごとに得た課税前の報酬、謝金および委託料を含み、雇用契約に基づく給与、交通費等の実費弁償額および本会事業に関して本会から支出する額を含まないものとする。

3 「本会の資源」には事務局資源の他、社会福祉士の名称および事務遂行上倫理問題発生時の本会窓口での苦情受付可能性を指す。

（拠出金）

第3条 事務局拠出金の金額は年間30,000円とする。

2 会員は暦年終了後、前年の収入に関して本会に申告し、本会の指定する方法で事務局拠出金を納付するものとする。

3 前項の規定に関わらず、収入額が100,000円を超えない場合は、申告と同時に申請することで事務局拠出金の免除を受けることができる。

4 一旦納入された拠出金は、本会の責に帰する原因のある場合を除き、本会定款第11条の定めによりこれを返還しないものとする。

（委 任）

第4条 この規則に定めるもののほか、申告および納付の方法等必要な細目事項は、理事会において別に定める。

（改 正）

第5条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、平成22年3月15日から施行する。但し、第3条については、平成22年の収入から適用し平成23年から申告および納付する。

〔提案理由〕

- ①会員が社会福祉士として活動した場合、会を經由した場合は事務局資源を直接使用しており、被用者として事業所の業務に従事している場合を除き、報酬の一部を当会に還元することにより、会員間の公平性を確保できること。
- ②会を經由しない場合においても苦情案件については会が窓口となり更に倫理案件は社団法人日本社会福祉士会の綱紀委員会に諮ることになること、今後は県支部(千葉県社会福

社士会)単位での倫理案件対応を求められることから、対応原資を確保しておく必要があること。

③会員として公益的活動した場合であっても必ずしも報酬を得られない会員もいることから、再配分の原資を確保する必要があること。

④公益法人化し今後更なる公益事業の実施に向け、会の財務基盤を強化する必要があるが、それを会費収入や事業収入等のみに頼るのはいずれ限界が生じるは明らかであるため、新たな財源を確保しておく必要があること。

以上の理由から、本規則の制定を提案します。